

産前・産後ヘルプ事業のご案内

妊娠中又は出産後間もない時期で体調がすぐれないため、家事や育児が困難な方に対してヘルパーを派遣して、調理、洗濯、掃除などの家事や、授乳のお手伝いなどの育児を援助をする事業です。

1 利用できる方

名古屋市内にお住まいで、妊娠中又は出産後の体調不良等により、家事や育児が困難であり、かつ、屋間に家事や育児のお手伝いをしてくれる人が他にいない方。

※里帰り出産の方や、お手伝いに来ていただける方がいる場合には、対象外です。

※祖父母が同居する場合でも、その祖父母の方自身が、ご病気などにより家事・育児の手伝いができない状況にあれば対象となります。

2 利用について

- ① 利用できる期間 妊娠中（母子健康手帳交付後）から出産後6か月以内（多胎出産の場合は1年以内）
- ② 利用できる日 毎日（12月29日～1月3日を除く）
- ③ 利用できる時間帯 午前8時から午後6時まで
- ④ 利用上限 1日あたり2回、かつ、4時間まで
①の期間中、合計80時間（多胎妊娠・出産の場合は100時間）まで利用できます。
- ⑤ 派遣場所 原則、利用者の自宅となります。



3 サービスの内容

- ① 家事等に関すること（調理、洗濯、掃除、買物など）
- ② 育児等に関すること（授乳の手伝い、沐浴介助など）

本事業のご利用の場合、お母さんの体調が回復するまでのお手伝いが目的です。授乳や沐浴など赤ちゃんのお世話に関する場合は、お母さんのお手伝いを中心にします。ヘルパーが、ひとりでお母さんのお世話を代わりにすることはできません。また、利用者の方が留守の場合は訪問できません。

4 その他

本市委託事業者（ベビーシッター事業者、介護保険事業者）からヘルパーを派遣します。利用日時・時間については、利用対象者の状況やご事情、ご希望をふまえたうえで、事業者と調整の上決定しますが、事業者の運営体制などの都合によっては、ご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。

派遣の調整には、一定の日数を要します。急なお申し込みなどは、調整がつかず、ご希望にそえない場合があります。概ね利用開始日の2週間前までには申込みください。

事業者の一覧は、各区民生子ども課、各支所区民福祉課もしくは、名古屋府政ネット

産前・産後ヘルプ

5 利用料

世帯の生計中心者の前年所得（1月から6月の派遣については前々年所得）に応じて、下記のとおり負担していただきます。

区分		利用料（1時間あたり）
A	生活保護世帯	0円
	市町村民税非課税世帯	
B	所得税非課税世帯	125円
C	上記以外の世帯	805円

※住宅借入金等特別控除など、税金から差し引かれる金額（税額控除）については、控除がなかったものとして区分の判定を行います。

6 お申し込み・お問い合わせ先

お住まいの区役所民生子ども課民生子ども係（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課保護・子ども係）へ「産前・産後ヘルプ事業利用申込書」を提出してください。（母子健康手帳をお持ちください）

区	電話	FAX	支所	電話	FAX
千種区民生子ども課	753-1841	751-3120			
東区民生子ども課	934-1192	936-4303			
北区民生子ども課	917-6520	914-2100	北区楠支所 区民福祉課	901-2264	902-1843
西区民生子ども課	523-4591	523-4630	西区山田支所 区民福祉課	501-4971	503-3986
中村区民生子ども課	453-5414	451-8324			
中区民生子ども課	265-2318	241-6986			
昭和区民生子ども課	735-3903	735-3909			
瑞穂区民生子ども課	852-9393	852-9375			
熱田区民生子ども課	683-9903	682-0346			
中川区民生子ども課	363-4413	363-4302	中川区富田支所 区民福祉課	301-8361	301-8661
港区民生子ども課	654-9712	651-1190	港区南陽支所 区民福祉課	301-8342	301-8411
南区民生子ども課	823-9372	823-9426			
守山区民生子ども課	796-4601	793-1451	守山区志段味支所 区民福祉課	736-2187	736-4670
緑区民生子ども課	625-3961	621-6858	緑区徳重支所 区民福祉課	875-2213	875-2215
名東区民生子ども課	778-3096	774-2781			
太白区民生子ども課	807-3881	807-3829			



※このチラシは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。26.3子育て支援課